

## 選挙人名簿抄本の閲覧状況について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則第 3 条の 4 の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの選挙人名簿抄本の閲覧の状況を公表します。

閲覧日	閲覧申請者の名称 ※閲覧申請者が法人の場合は名称及び代表者	主たる事業所の所在地 ※閲覧申請者が法人の場合のみ	利用目的の概要	閲覧範囲
R4.3. 9 3.11 3.17	中務 正秀		選挙運動用はがきを郵送するため	第 1 投票区 1,872 件

※在外選挙人名簿抄本の閲覧はありませんでした。